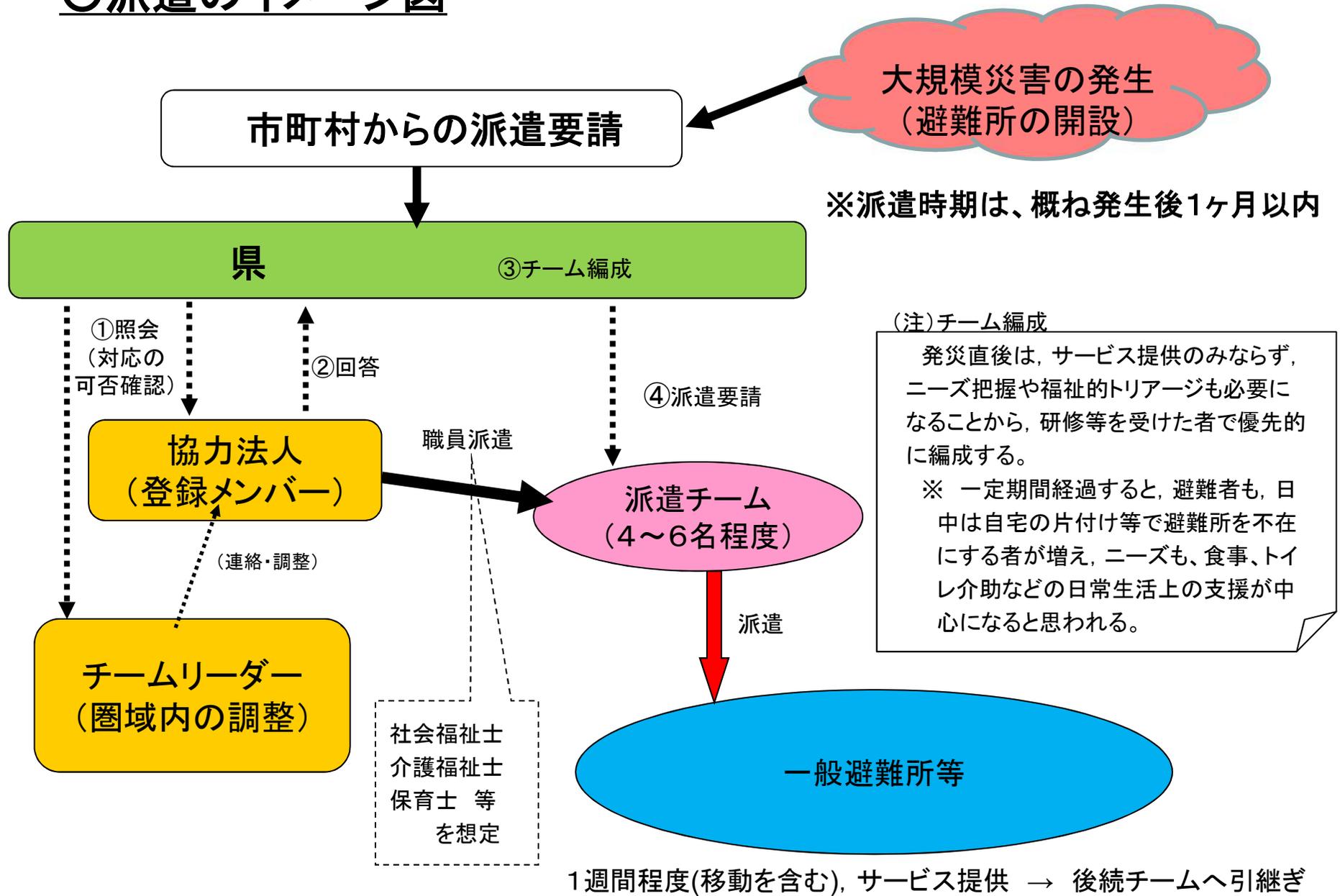


○派遣のイメージ図



○チーム編成のイメージ図

- 1 県地域振興局・支庁の7圏域ごとに、登録いただいたチーム員をグループ化する(最終的な目標は、各圏域で2チーム体制)。また、チームリーダー(中核的な役割を担う者)を選出しておく。
 - ※ チームリーダーには、令和元年度に国が主催する「チームリーダー研修会」を受講してもらう。
- 2 県内で大規模災害が発生し、被災市町村から災害派遣福祉チームの派遣要請が見込まれる場合、県は事前に、被災圏域以外の協力法人の連絡責任者やチームリーダー等に照会し、チーム員の派遣が可能か確認、派遣するチームの編成を行っておく。
- 3 被災市町村等からの正式要請を受けて、協力法人及びチームリーダー等に派遣要請する。
- 4 派遣するチーム員の属する団体へも、連絡する。

(その他) 大規模法人で1チームの編成が可能な場合

県でチーム編成をする時間もなく、市町村等から災害派遣福祉チームの派遣要請があった場合や、国や他都道府県(※)からの派遣要請に対しては、大規模法人にチーム派遣を要請する。

※ 「九州・山口9県災害時応援協定」等に基づき、応援要請があった場合など

